

地方自治に民主主義を求める会
代表 岩 崎 祝 子 様

沼津市議会議長 高橋達也

公開質問状について（回答）

令和5年12月19日付提出されました公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 (1)と(3)について、山下議員の事案では、黒瀬橋下で無許可での私的利用があったこと、これに派生して有料駐車場として利益を得ていた土地の一部が市有地だと判明したこと、これらについて不適切であると本人も認めたため、沼津市議会議員政治倫理規程に基づき説明を求めたものであります。(2)については令和5年12月8日付沼議第100号にて回答したとおりです。
- 2 一般的には令和5年12月8日付沼議第100号にて回答したとおりであると考えます。
ご質問の件については市が対応しているところであり、これに対する所感は差し控えさせていただきます。
- 3 一般的に私有地の中に官地が含まれている場合、適切な方法により払い下げを受けるなど、当事者間で個別に対処すべきと考えます。
- 4 沼津市議会においては法規に基づく本会議や委員会のほかにも、議長や委員長は議題や目的に応じて様々な形態の会議を開催しております。当該議員全体会議は、議長が山下議員から対応を一任され、回答1のとおり経緯を明らかにすることを目的に開催したものであります。
- 5 訴えの提起については、地方自治法の定めにより議会の議決を要します。本事案については、提訴による解決も必要であると認め議決したものです。今後は、訴訟も含めた方法により、解決に向け適切な対応が図られるものと考えています。